

## 「ちょこ学」・「ちょこ学 Plus」 利用約款

パナソニック エレクトリックワークス創研株式会社（以下「当社」といいます）とおお客様（日本国内に本店所在地を有する法人事業者に限られるものとし、以下「契約者」といいます）は、当社がインターネット上で運営・提供する「ちょこ学」あるいは「ちょこ学 Plus」（動画、図画、文章、音声、音楽、ソフトウェア、プログラム、ソースコード及びその他一切の表現ならびに情報から構成され、以下「本サービス」といいます）の提供条件等をこの約款（以下「本約款」といいます）に定め、契約者は予め本約款の内容を確認し同意のうえ本サービスを申し込み利用するものとします。契約者が自己の役職員（以下の役職員を総称して「受講者」といいます）に本サービスを利用させる場合、契約者は本約款の定めに従い受講者に本サービスを利用させるものとします。

### 第1条（利用契約の成立）

1. 利用契約は、契約者が本約款に同意の上、当社所定の方式で本サービスの利用を当社に申し込み、これに対し当社が承諾することで成立するものとします。また、契約者は、受講者をして、本約款に同意させ、これを遵守させる義務を負うものとします。なお、利用契約は本約款の定めをその内容に含みます。
2. 契約者は、本サービスの利用に関して、当社が受講者から一定の事項につき同意を取得することが利用の条件になる場合があることを確認します。当社が契約者に受講者から同意を取得することを依頼した場合、契約者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、利用契約の成立後、以下のいずれかの方法により本サービスを利用する上で必要となる本サービス専用の ID 及びパスワード（以下「ID 等」という）を付与します。
  - （1）直接受講者に対して ID 等を所定の方法で発行する。受講者の変更又は取消が必要となる場合、別途当社と契約者の合意がない限り、契約者は開始月の前月 20 日（同日が休日の場合は翌営業日）までに書面又は電磁的方法により当社に通知しなければなりません。
  - （2）契約者に対して ID 等を所定の方法で発行する。この場合、契約者は、契約者の役職員内で ID 等を共有して利用できるものとします。
4. 契約者は、利用契約の締結にあたって、次の各号の事項を確認の上でこれに同意するものとします。
  - （1）本サービスの仕様が日本法に準拠したものであるとともに日本国内で利用されることを想定して設計・構築されたものであり、契約者は日本国内においてのみ本サービスを受講者に利用させること
  - （2）契約者及び受講者が日本国外においてインターネットにより本サービスを利用した場合、回線制限、遅延、障害その他トラブルが生じるおそれがあること
  - （3）契約者及び受講者が日本国外においてインターネットにより本サービスを利用

した場合、当社は当該利用により生じた損害について一切の責任を負担しないこと

(4) 本サービスは、契約者及び受講者に対して社会通念上一般的な知識を提供するものであり、契約者又は受講者に生じた特定の事案への助言・指示又は当社の事業に関する情報を何ら提供するものではないこと

5. 以下のいずれかに該当する場合、当社は契約者及び受講者の利用を承諾しない場合があります。

(1) 契約者又は受講者が実在しない場合

(2) 契約者又は受講者が利用契約又は本約款に違反した事実を確認できた場合

(3) 契約者が申し込み時の申告事項に虚偽の記載、誤記入又は記入漏れがあった場合

(4) 契約者が未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申し込みの手続きが成年後見人によって行われておらず、又は申し込みの際に法定代理人、保佐人若しくは補助人の同意を得ていなかった場合

(5) 契約者または受講者による本サービスの利用が不相当と認められる場合

6. 当社は、契約者又は受講者への事前の通知なくして本サービス・本約款の内容、名称等を変更することができるものとします。本約款を変更した場合、その変更の内容及び効力の発生時期を、当該効力発生時期までに、当社の所定の方法で告知するものとします。告知された効力発生時期後に契約者又は受講者が本サービス等を利用された場合、当該改定に同意したものとします。

## 第2条（設備等の準備）

契約者は、受講者が本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネットに接続するための回線利用サービスの契約その他必要な準備を、自己又は受講者の費用と責任において行うものとします。なお、本サービスを利用するためのインターネット通信料は契約者又は受講者の負担とします。

## 第3条（再委託）

当社は、自己の責任と費用負担で、利用契約または本約款に基づく債務の履行の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせることができるものとします。なお、この場合、当社は、当該第三者に対し、利用契約又は本約款に基づき当社が負う義務と同等の義務を課すものとします。

## 第4条（利用料）

1. 契約者は本サービスの利用料（以下「利用料」といいます）として、当社が提示する見積書に基づき別途定める利用料を見積書記載の支払条件で当社が指定する金融機関口

座に現金で振り込み支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は全て契約者の負担とします。

2. 当社は、利用料の変更を行う場合には、当該変更について契約者に当社所定の方法で予め告知するものとし、第20条第1項に基づいて利用契約が更新された場合に、当該変更後の利用料金が適用されるものとします。なお、利用料が変更された場合でも、当社は既に契約者が支払済みのサービスについて購入時点の利用料との差額を契約者に返金する義務は負わず、また当社から契約者に追加請求をしないものとします。

#### 第5条 (ID、パスワードの管理)

1. 当社は、本サービスの利用開始日までにID等を契約者または受講者に直接付与するものとします。
2. 契約者は、自己又は受講者がID等を事前に登録した受講者以外の第三者に利用させたり、譲渡、貸与、質入、名義変更、売買等を行わず、厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社又は第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるものとします。ただし、第1条3項2号における社内利用の場合はこの限りではないものとします。
3. 契約者は、ID等の不正使用に起因する全ての損害について責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、受講者がID等を失念、紛失、盗難若しくは漏洩し、または受講者以外の第三者によって不正に使用されたと思われるときは、直ちにその旨を受講者から契約者に連絡させるものとします。
5. 契約者は、前項に定める事態が生じた場合、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。なお、当社からこれに対する指示がある場合、契約者は速やかにこれに従うものとします。

#### 第6条 (自己責任の原則)

契約者は、自己又は受講者のID等により本サービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について当該行為を自己がしたか否かを問わず責任を負うものとします。

#### 第7条 (変更の届出)

1. 契約者は、当社への申告事項に変更があった場合、速やかに所定の方法で変更の届出をするものとします。
2. 前項の届出がなかったことにより契約者が不利益を被った場合、当社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第8条 (権利義務の譲渡)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の一切の権利及び義務について、第三者に譲渡、貸与、質入等の行為をすることはできないものとします。

#### 第9条（著作権）

1. 契約者は、本サービスを構成するシステムのウェブサーバー上の全ての情報およびソフトウェア（以下「コンテンツ」といいます）を利用契約及び本約款に基づき使用することができるのみであり、コンテンツについて、著作権その他一切の権利が当社から譲渡・移転されるものではありません。
2. 契約者はコンテンツを受講者以外の第三者に開示、提供してはならないものとします。
3. 契約者は、受講者以外の第三者に対し、コンテンツの再使用権の設定、頒布、販売、譲渡、貸与を行ってはならないものとします。また、当該行為を第三者に行なわせてはならないものとします。
4. 当社は、本サービスに関連して契約者及び受講者が当社に対して行った提案、示唆、その他のフィードバックを、いかなる義務も負わず、何らの制限なく自由に利用できるものとします。なお、本約款の他の規定と矛盾が生じた場合には、本項を優先して適用するものとします。
5. 契約者は、本サービスおよび関連文書等に表示される著作権表示、商標、ロゴ及び商号ならびにその他の通知または製品識別要素を維持し、これらを削除または改変しないものとします。

#### 第10条（権利侵害）

1. 本サービスの全部若しくは一部又はその利用が、第三者の特許権・商標権等の産業財産権、著作権及び営業秘密等を侵害しているとして、契約者又は当社が第三者から請求を受け、又は第三者との間で当該権利に関する紛争（以下、知的財産権紛争といいます）が生じた場合、直ちに相手方に対してその旨を通知するものとします。
2. 知的財産権紛争が生じた場合、当社は自己の選択に基づき次の各号の何れかの措置を講じることにより解決に努めるものとします。但し、当社が合理的な範囲でその解決に努めたにもかかわらず事態を解決できない場合、当社は、利用契約を解約できるものとします。
  - （1）本サービスが第三者の権利を侵害しないよう必要な変更（知的財産権紛争の対象となったコンテンツを削除することを含みます）をすること
  - （2）本サービスを継続して利用するのに必要なライセンスを取得すること
3. 前項の規定にかかわらず知的財産権紛争が次の各号の何れかに該当する場合、当社は前項の紛争解決責任及び損害賠償責任等の一切の責任を負担しないものとします。
  - （1）契約者が利用契約又は本約款において許諾された範囲を超えて本サービスを利

用したことに起因する場合

(2) 契約者の指示・要望に従ったことに起因する場合

(3) その他当社の責に帰し得ない事由（当社以外の他者により供給されたコンテンツによる第三者の知的財産権侵害を含みます）に起因する場合

4. 本サービスの全部又は一部及びその利用が第三者の特許権・商標権等の産業財産権、著作権及び営業秘密等の知的財産権を侵害した場合における当社の責任は、本条に定める対応に限られるものとします。

#### 第11条（機密保持）

1. 契約者及び当社は、利用契約又は本約款に関連して相手方から受領した事実・資料・データ・情報の一切を機密として保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。但し、次の各号の一に該当するものについてはこの限りではないものとします。
  - (1) 知得時に既に知得していたか、又は公知であったもの
  - (2) 知得後に自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの
  - (3) 知得後に機密保持義務を負うことなく第三者より知得したもの
  - (4) 知得後に利用契約又は本約款に抵触することなく独自に入手したもの
  - (5) 前各号のほか、正当な事由があると認められるもの
2. 当社は、本サービスを提供するために必要なシステムについて通常のセキュリティを確保するものとします。但し、ハッキング、クラッキングその他これに類する第三者の行為による秘密情報の漏洩について、当社は、一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、第3条に基づき業務を委託し又は請負わせる第三者に対し、また契約者は、本サービスの提供を受講者が受けるため知る必要のある受講者に対し、それぞれ必要となる最小限の範囲で第1項において機密とされる事項を提供・開示することができるとします。但し、契約者及び当社は、かかる規定を当該第三者及び当該受講者に徹底するものとします。
4. 本条の規定は、利用契約終了後も1年間有効に存続するものとします。

#### 第12条（当社の責任の制限）

1. 本サービスは、当社が提供可能と判断したコンテンツに限られるものとします。
2. 当社は、契約者に対して、本サービスの正確性、有益性及び充分性について一切保証するものではなく、契約者、受講者が本サービスの提供を受けたこと又は提供を受けることができなくなったことに起因して損害、損害賠償責任、その他の負担を被った場合でも、何らの責任を負わないものとします。また、当社は、常時視聴、閲覧等が可能であることを保証するものではなく、いつでもコンテンツを削除、改変等を行うことができるものとし、当該削除、改変等によって契約者・利用者に生じた一切の損害を賠償す

る責任を負わないものとします。

3. 当社の責に帰すべき事由により、利用契約に関連して契約者に損害が生じた場合、当社は契約者が直接かつ現実に被った損害に限り賠償責任を負うものとします。
4. 前項及び第 23 条等、利用契約及び本約款に関連して当社が契約者に支払う損害賠償、費用の補填、その他一切の責任及びその合計額は、その請求の時までに契約者が当社に弁済済みの利用料の総額を上限とします。
5. 当社は、本サービスに関し、通信回線の障害、契約者若しくは第三者が提供する情報又は機器等自体の不具合・障害、契約者又は受講者若しくは第三者による端末誤操作その他の当社の責に帰すことのできない事由に基づく本サービスの不履行に関し、請求原因の如何に拘わらず責任を負わないものとします。また、利用契約の申し込み前に本サービスを受ける動作環境が一致していることを契約者の責任で確認するものとし、当該確認を実施しなかったことに基づく本サービスの不履行に関して当社は責任を負わず、利用料の返金する義務を負わないものとします。また、利用契約の申し込み前に本サービスを受ける動作環境が申込画面に記載の内容と一致していることを契約者の責任で確認するものとし、当該確認を実施しなかったことに基づく本サービスの不履行に関しても同様とします。
6. 当社は、いかなる場合においても、契約者及び受講者に対し、以下の内容に関する責任を負わないものとします。
  - (1) 天災地変その他不可抗力により生じた損害
  - (2) 機会損失、収益損失（逸失利益）、第三者との契約関係に関する損失（当該契約関係の対象物に対する損害を含みます）
  - (3) 利用契約に起因して発生した、いかなる請求原因あるいは責任理論（過失を含みます）によるいかなる間接損害、付随的損害、派生的損害、特別損害（当社がそれらの損害の可能性を指摘されていた場合を含みます）
  - (4) 本サービスの提供の遅延又は停止を原因とする損害
  - (5) 当社の責によらない損害（他社が提供するアプリケーションに関するソフトウェアの瑕疵を含みます）

#### 第 13 条（通知による提供の一時停止又は中止）

1. 当社は、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止又は中止する必要が生じた場合、10 日前までに、停止の理由、実施期日及び実施期間を通知することにより、これを行うことができるものとします。但し、以下のいずれかに該当する場合又は緊急等やむを得ない場合、当社は、当該通知期間を短縮し又は当該通知を省略できるものとします。
  - (1) 本サービス用設備等の追加、変更、定期的保守又は工事上やむを得ない場合
  - (2) 契約者が正当な事由なく支払い期日までに当社に対し初期費用又は月額利用料等の支払を行わない場合

- (3) 契約者又は受講者が違法又は不当な行為を行った場合（そのおそれがある場合を含みます）
  - (4) 前各号に掲げる事項のほか、契約者又は受講者が、当社の本サービスの遂行又は本サービスの提供等に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合
2. 当社は、前項に定める各事由により本サービスの提供を一時停止又は中止した場合、これに起因して契約者、受講者又は第三者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第14条（提供の一時停止・中止、廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、その裁量により、本サービスの一部又は全部の提供を一時停止又は中止することがあります。
- (1) 契約者又は受講者の設備等に障害が発生した場合
  - (2) ストライキ、暴動、暴風、火災、停電、感染症の拡大、天変地異等、不可抗力事由が生じた場合
  - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止すること等により、当社において本サービスの提供を行うことが困難になった場合
  - (4) 第三者の不正アクセスその他の事由により当社の本サービスを提供するためのシステム等に障害や損害が生じ又は同様の事態が予測される場合
  - (5) その他運用上又は技術上のやむを得ない理由により、当社において本サービスの一時的な停止又は中止が必要と判断した場合
2. 当社は、前項に定める各事由により本サービスの提供を一時停止又は中止した場合、これに起因して契約者、受講者又は第三者が被った損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、相当な理由がある場合、本サービスの全部又は一部の提供を廃止することができるものとします。この場合、当社は、廃止日の3か月前までに、契約者に対し、当社所定の方法（書面、電子メール、またはインターネットでの告知等）で通知するものとします。これに起因して契約者、受講者又は第三者が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第15条（禁止事項）

契約者は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならず、受講者もこれと同様とし、受講者が当該行為を行なわないよう契約者が指導、監督するものとします。

- (1) 第三者若しくは当社の著作権その他権利、財産、プライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者又は当社に不利益又は損害を与える行為、若しくはそれらのおそれのある行為

- (3) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (4) コンピュータウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為
- (5) ID等を不正に使用する行為
- (6) 本サービスの運用を妨げる行為
- (7) 本サービスの信用を毀損する行為
- (8) その他当社が不適切と判断する行為

#### 第16条（利用資格の取り消し）

1. 当社は、利用申し込みの承認後であっても当社が承認した契約者又は受講者が利用契約又は本約款の規定に違反し、相当期間を設けて是正を勧告したにも関わらず是正が図られなかったときは、直ちに利用申し込みの承認を取り消し、発行済みのID等を抹消することによって、当該契約者又は受講者の利用資格を中断または将来に向かって取り消すことが出来るものとします。
2. 当社は、前項の措置を取ったことにより契約者及び受講者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしてもいかなる責任も負わないものとします。

#### 第17条（損害賠償）

1. 契約者は、契約者又は受講者が利用契約、本約款又は法令の定めに違反したことにより当社を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとし、当社を含む第三者を免責しなければならないものとします。
2. 前項においてID等の利用について第5条第2項に違反していることがシステム上の記録から判明した場合、不正利用のあったID等の数に応じた利用料金に2を乗じた金額を当然に損害金額とみなします。なお、この定めは、前項に基づく他の損害賠償の請求を妨げないものとします。

#### 第18条（契約者が行う利用契約解約）

契約者は、契約者又は受講者が本サービスの利用中止を希望する場合、書面又は電磁的方法により届け出るものとします。なお、契約者が本サービスを利用開始後1年以内に解約する場合には、1年分の利用料よりすでに支払済みの利用料を控除した金額をもって、解約違約金として当社に支払うものとします。ただし、当社が、コンテンツを削除、改変等を行うことによって、契約者が、利用契約の締結時に当社へ明示した本サービスの利用目的を達成することができず、そのために、本サービスの利用中止を希望する場合には、当社はその場合の利用条件の変更等につき、協議に応じるものとします。

#### 第19条（期限の利益喪失・解除）

1. 契約者又は受講者において次の各号の一に該当する事由が生じた場合、契約者は、当社から何等の通知・催告を要することなく、利用契約又は本約款に基づく債務の履行につき期限の利益を失い、同時履行の抗弁権を行使することなく、直ちに残金銭債務全額を一括現金にて当社に弁済しなければならないものとし、
  - (1) 利用契約又は本約款で定める本サービスの対価等契約者が負うべき全ての金銭債務につき、そのいずれか一つでも支払を遅滞したとき
  - (2) 利用契約中又は本約款中の条項の一つにでも違反し、若しくは著しい背信行為を行ったとき
  - (3) 前各号の他、利用契約又は本約款の履行が困難となり、若しくはそのおそれがあると認められるとき
2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに該当した場合、何等催告を要することなく直ちに利用契約の全部又は一部を解除又は解約できるものとし、併せてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとし、

#### 第20条（契約期間終了後の措置）

1. 別途定めがない限り、利用契約及び本約款は、第1条に基づき利用契約が成立した日に効力を生じ、注文書において定める利用期間満了日まで有効に存続するものとし、終了月の前月10日までに当社及び契約者のいずれからも更新拒絶又は契約条件の変更等の申し出がない場合、利用契約は同じ条件で更に自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。
2. 第8条乃至第12条、第13条第2項、第14条第2項、第15条、第17条乃至第19条、第21条乃至第24条及び第26条は、利用契約が終了した後においても、なお有効に存続するものとし、

#### 第21条（情報の保持・管理）

1. 当社は、本サービスの利用にあたって契約者が提供した情報（以下「蓄積情報」といいます）について利用契約が終了するまで適切に保持するものとし、なお、蓄積情報に個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び第2項に定める情報をいい、以下同様とします。）が含まれる場合、当該個人情報は第23条及び第25条の規定に従って取り扱われるものとし、
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には、契約者への事前通知又は契約者の承諾を得ることなく、蓄積情報の全部又は一部の変更、複写、移動、削除等を行うことができるものとし、
  - (1) 第13条、第14条及び第15条の各号のいずれかに該当するとき
  - (2) 本サービス運営上必要なとき
  - (3) 本サービスを運営するためのシステムにおいて、ウィルスチェッカーがウィル

スを検出したとき

- (4) 利用契約が解除又は解約されたとき
  - (5) 蓄積情報のうち、アクセスログについてはその情報が12ヶ月を経過したとき
  - (6) 本サービスの保守管理上当社が必要と判断したとき
  - (7) その他当社が削除の必要があると判断したとき
3. 当社は、蓄積情報によって生じた契約者、受講者及び第三者の損害について一切責任を負うものではありません。
  4. 当社が第2項に基づいて蓄積情報の変更、複製、移動、削除等をした場合、当社は契約者に対していかなる形態であれ、それらのデータあるいはそのコピーを提供する義務を負うものではありません。また、当社は、本条の規定に従い蓄積情報の変更、複製、移動、削除等をしたこと、又は削除等しなかったことにより、契約者、受講者その他第三者に発生した損害について、一切の責任も負うものではありません。

## 第22条（契約者の責任）

1. 契約者は、契約者による本サービスを通じて発信又は蓄積される情報について、一切の責任を負うものとし、当社に何等迷惑をかけたり、損害を与えないものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用及び本サービスを利用してなされたすべての行為とその結果について、一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、自己の責に帰すべき事由により、本サービスの全部又は一部を利用できないことについて、一切の責任を負うものとします。
4. 契約者は、第三者の行為に対して、要望、申立等がある場合には、自己の責任と費用負担により、当該第三者との間で直接処理解決するものとします。
5. 契約者は、本サービスの利用により若しくは利用契約又は本約款に違反することにより当社及び第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用負担により当社及び当該第三者に対して、賠償責任を負うものとし、当社に何等迷惑をかけたり、損害を与えないものとします。
6. 契約者は、受講者に対して本サービスの利用契約及び本約款上の諸条件を周知徹底・順守させるものとし、本サービスの利用契約及び本約款と同等の権利義務を課し、受講者に起因する損害等は契約者が当社に対し責任を負うものとします。

## 第23条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、契約者から取得した受講者の個人情報を、弊社のホームページに掲載する個人情報保護方針に従い取扱うとともに、下記利用目的以外に使用しないものとします。なお、本サービスを提供する場合には、当社は契約者へ当該個人情報へのアクセス権限者リストを提供するものとします。
  - (1) システムへの登録（氏名、メールアドレス）

- (2) 研修案内、修了証などの研修実施に際して必要な情報の送付
  - (3) 試験受験のための事務的連絡など研修に関連した情報提供
  - (4) アンケートでの質問、意見に対する回答
  - (5) 費用処理についての連絡、書類の送付
  - (6) メールマガジンや当社の研修サービスの案内
  - (7) 適正な加工による統計情報の作成
2. 当社は、あらかじめ契約者又は受講者から了承を得ている場合又は法令で認められている場合を除き、個人情報を第三者に提供しないものとします。
  3. 当社（本項において代理店が介在する場合は代理店も含まれます）が契約者から収集した個人情報は、守秘義務を課した契約を締結している業務委託先に利用目的を実施、遂行するために必要な範囲で委託することができるものとします。
  4. 契約者が当社に提供した個人情報に関する問い合わせ、開示・訂正・削除等の請求および苦情の申出は以下のとおりとし、当社は、これに応えるよう努めるものとします。

連絡先（部署）                   ： 個人情報お問合せ窓口

HPからのお問合せ：<https://panasonic.co.jp/ew/pewbct/contact/>

受付時間                         ：     平日の9時～17時30分
- ※ 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」で定める休日及び年末年始・夏季休暇・メーデー（5/1）・等の別途当社が指定する休日を除きます
5. 当社は、契約者より預託された個人情報を機密として管理するものとし、本条第3項に定める場合及び法令に定める場合を除き、事前の契約者又は受講者の同意を得ることなく、個人情報を第三者に開示、提供及び漏えい等してはならないものとします。
  6. 当社は、本サービスにおける個人情報の保護管理責任者を定め、当社及び当社の役員及び従業員が個人情報を秘密として保持し、外部に流出、漏えい等することがないように、適切な管理体制、措置（当社の役員及び従業員に対する個人情報保護に関する教育の実施を含みます）を講じることとします。
  7. 当社は、契約者又は受講者より個人情報の廃棄・消去の請求を受けたとき、利用契約が終了したとき、又はその他の理由により個人情報が不要となったときは、これらを速やかに廃棄・消去するものとします。

#### 第24条（匿名加工情報）

1. 当社は、本サービスにおける個人情報から、特定の個人を識別することができないように加工された匿名加工情報を作成し利活用するとともに第三者へ提供すること（以下、総称して「作成等」といいます）ができ、継続的に匿名加工情報の作成等を予定するものとします。なお、匿名加工情報を作成等した場合は、関連法令及び規則に従い適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、前項により作成された匿名加工情報の取扱いについて、関連する法令・規則を

遵守するものとします。

#### 第25条（個人情報 損害賠償）

当社は、自己の責に帰すべき事由により個人情報を漏えい、又は個人情報を紛失・き損したことにより、契約者又は受講者に損害が発生した場合、契約者又は受講者が直接かつ現実に被った損害について賠償するものとします。

#### 第26条（輸出管理法令の順守）

1. 契約者は本サービスを利用するにあたり日本の外国為替および外国貿易法及びその関係法令等を含む各国の安全保障輸出管理に関する法令（以下「輸出管理法令」といいます）を順守し、受講者にこれを順守させるものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するに当たり以下の行為を行わないものとします。
  - （1） 輸出管理法令に定める許可の取得が必要なコンテンツを本サーバへアップロードすること
  - （2） 輸出管理法令に定める許可の取得が必要な受講者へ本サービスを利用させること
  - （3） 輸出管理法令に定める許可の取得が必要な利用目的のために本サービスを利用すること
3. 契約者は受講者が輸出管理法令に定める非居住者である場合は、本サービスの利用開始前に当社にその旨を連絡するものとします。

#### 第27条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、自ら、自らの役職員、自らの代理人若しくは媒介をする者又は自らの主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他のこれらに準ずる者をいい、以下同じ）又は次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたり該当しないことを相手方に対して保証するものとします。
  - （1） 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - （2） 反社会的勢力の経営への実質的な関与が認められる関係を有すること
  - （3） 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - （4） 反社会的勢力に対する資金等の提供、便宜の供与等その他の関与を認められる関係を有すること
  - （5） 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者をして、次の各号のいずれにも該当する行為を行わ

ないことを表明し、相手方に対して保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いた他人の名誉・信用の毀損又は業務妨害行
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者及び当社は、前二項の定め違反する事実が判明した場合、直ちに相手方に当該事実を報告するものとします。
  4. 契約者及び当社は、相手方が前三項の事項に違反した場合、利用契約又は本約款の他の定めにかかわらず、かつ催告その他何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに、利用契約の締結日現在及び以降の契約者当社間の全ての取引（以下「対象取引」といいます）の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができます。
  5. 契約者及び当社は、自らが対象取引に関連して第三者との契約（以下「関連契約」といいます）を締結する場合、関連契約の相手方又はこれを代理若しくは媒介する者に第1項から第3項までの各項に定める義務と同等の義務を課すとともに順守させるものとする。なお、関連契約の相手方又は代理若しくは媒介する者が当該義務に違反した場合、契約者及び当社は直ちに相手方にその事実を報告するとともに、当該相手方から関連契約を解除するなど必要な措置を行うよう求められたときにはこれに応じるものとします。
  6. 契約者及び当社は、自らが前項に定める措置を行うよう求めたにもかかわらず相手方がそれに従わない場合、利用契約又は本約款の他の定めにかかわらず、かつ、催告等その他の何らの手続及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに対象取引の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができます。
  7. 契約者及び当社は、相手方が本条の定め違反した場合、利用契約又は本約款の他の定めにかかわらず当該違反により自らが被った損害の全ての賠償を相手方に請求できます。なお、契約者及び当社は、このとき、当該相手方が自らの損害賠償を何ら請求ができないことをあらかじめ確認し了承します。

#### 第28条（協議事項）

契約者及び当社は、利用契約又は本約款に関する疑義若しくは利用契約又は本約款に定めなき事項が生じた場合、誠意をもって協議し、信義誠実の原則に基づき円満にこれを解決するものとします。

#### 第29条（合意管轄）

利用契約又は本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2023年09月15日制定】

【2025年01月31日改定】